

第6期前橋市障害福祉計画及び第2期前橋市障害児福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 第6期前橋市障害福祉計画及び第2期前橋市障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり必要な事項について協議及び検討を行うため、第6期前橋市障害福祉計画及び第2期前橋市障害児福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、計画の策定に関し、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 障害児者を取り巻く地域の実情及び課題等の整理に関する事項
- (2) 第5期前橋市障害福祉計画及び第1期前橋市障害児福祉計画の検証及び評価に関する事項
- (3) 計画案の策定に関する事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者関係団体を代表する者
- (2) 相談支援に関わる者
- (3) 障害者福祉に関係する団体又は機関を代表する者（第1号に掲げる者を除く。）
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係する者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。